

○新島学園短期大学コンプライアンス・研究倫理委員会規程

(設置)

第 1 条 新島学園短期大学(以下「本学」という。)に、コンプライアンス・研究倫理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第 2 条 委員会は、本学における研究者等による研究不正行為を防止するとともに、研究費の不正使用を防止し公的研究費の適正な運営管理を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第 3 条 委員会は、前条の目的を達するため、学長の諮問する事項のほか、次の事項を所掌する。

- (1) 人を対象とする研究に関する実施計画並びに出版公表計画等の実施の適否及びその他の事項についての倫理審査
- (2) 研究倫理についての研修及び教育の企画及び実施に関すること
- (3) 研究倫理についての国内外における情報の収集及び周知に関すること
- (4) 研究費の不正使用の防止等コンプライアンスについての研修並びに教育の企画及び実施に関すること
- (5) 公的研究費の運営・管理に係る実態の把握・検証に関すること
- (6) その他研究倫理及び研究不正防止計画の推進にあたり必要な事項に関すること

(委員会の構成)

第 4 条 委員会は、学長が指名する以下の委員をもって構成する。

- (1) 各学科の教員及び事務職員から学長が指名する者 各 1 名以上
- (2) 総務財務課長

2 委員長は、前項第 1 号の教員委員から学長が指名する。

3 委員長は、本学における研究倫理教育及びコンプライアンス教育の責任者となる。

(委員の任期)

第 5 条 指名による委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、これを開催することができない。

3 議事は、出席員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(学長の出席)

第 7 条 学長は、必要に応じて、委員会に出席することができる。ただし、議決に加わることはできない。

(委員以外の者の出席)

第 8 条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第 9 条 委員会の事務は、総務財務課が処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の意見を聞いて、学長が行う。

附 則

この規程は、2021年8月19日から施行する。